

別記様式第二十二の六(第三十七条の五の二関係)

自動車等の運転禁止処分書

下記の理由により、あなたの自動車等の運転を 年 月 日から
年 月 日まで(日間)、ただし、自動車等の運転の仮禁止の期間 日間を前
記処分の期間に通算し、 年 月 日まで(日間)禁止します。

年 月 日

公安委員会

印

本邦における住所	
氏 名	
国際運転免許証等の 番号	第 号 年 月 日
運転することができる 自動車等の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。